

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について

1. 事業の目的

特定不妊治療（顕微授精や体外受精）については1回の治療費が高額（約30万円～40万円）であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。

2. 給付内容

- 1回あたり15万円、年3回まで、通算5年、通算10回を超えない
- 夫婦合算の所得ベースの所得制限を緩和（支給率90%→95%）
- 平成23年度要望額 11,943百万円（対前年度比 4,311百万円増）

3. 事業の新規性

従来は、1年度あたり2回まで助成



近年の不妊治療技術（※）の進歩等を踏まえ、1年度あたり3回まで助成を拡充

（※）受精卵の凍結技術及び排卵・採卵方法等

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の必要性

- 患者の方からは、短期間で集中的に治療を受ける環境を整えるよう求められている。
- 個人差はあるものの妊娠する可能性は加齢とともに低くなることから、比較的年齢が低いうちに、多く治療を実施することが望ましいとされている。
- 「民主党の政権政策Manifesto2010」に不妊治療にかかわる支援策の拡充が明記。